

### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

<b>1. 未発生期</b>
<p><b>○状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<p><b>○目的</b></p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p><b>○対策の考え方</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県・市等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

#### (1) 実施体制

##### [行動計画等の作成]

- ・ 市は特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し必要に応じ見直していく。

##### [体制の整備と県等との連携強化]

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた大網白里市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）の策定等を進める。
- ・ 県や周辺市町村等との連携を図るため、平時からの情報交換や連絡体制の確認、訓練等を実施する。必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

## (2) 情報提供・共有

### [継続的な情報提供]

- ・市は新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の、インフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・業務継続計画策定・評価に関わる職員等を対象に研修会等を開催し、最新の情報提供に努める。

### [体制整備]

- ・コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
  - ①市は新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体については、ホームページ、広報紙、区長回覧等複数の媒体を用いることとする。
  - ②メディア等への一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築し、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することとする。
  - ③情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かすこととする。
  - ④関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
  - ⑤新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるための「新型インフルエンザ等相談窓口」を迅速に設置できるよう準備する。

## (3) まん延防止に関する措置

### [対策実施のための準備]

#### (個人レベルでの対策の普及)

- ・市は手洗い、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑われる場合は、健康福祉センター（保健所）や市役所に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策について理解促進を図る。

#### (地域対策・職場対策の周知)

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1. 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### (衛生資器材等の供給状況の把握)

- ・ 県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握する体制を整える。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### (水際対策への協力)

- ・ 県では、国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力し、検疫所等との十分な連携が必要なことから、「成田国際空港保健衛生協議会」等を通じて検疫所や関係機関との情報の共有や連携の確認を行う。
- ・ 市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### (4) 予防接種

#### [予防接種]

##### (ワクチンの供給体制)

- ・ 県は、国の要請により、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するとともに、事業者に対して、登録作業に係る周知を行い、併せて、登録事業者の具体的地位や義務等を周知する。
- ・ 市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### [接種体制の構築]

##### (特定接種)

- ・ 県は、国の要請に基づき、集団的接種を原則とした接種体制の構築を進める。
- ・ 市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。

##### (住民接種)

- ・ 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・ 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定等を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能とするよう努める。そのため、県は技術的支援を行う。
- ・ 市は、速やかに接種することができるよう、山武郡市医師会、事業者、学校関係者と協力し、国から示される具体的なモデルを活用し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

**[情報提供]**

- ・ 県は、国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

**(5) 医療**

県は、医療に関して次の対策を行う。市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

**[地域医療体制の整備]**

- ・ 医療体制の確保について国の示す具体的なマニュアル等により、県医師会等の関係機関と調整する。また、健康福祉センター（保健所）は、地域における医療提供体制の整備を行う。
- ・ 市は二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、健康福祉センター（保健所）が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置（地域健康危機管理推進会議を活用等）し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

**[県内感染期に備えた医療の確保]**

- ・ 県は、県内感染期に備え、以下を実施する。
- ① 全ての医療機関に対して、国の示すマニュアル等を参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。
  - ② 指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構、国立大学付属病院、公立病院日赤病院、済生会病院、労災病院等）が入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。
  - ③ 保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
  - ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
  - ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
  - ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

**[手引き等の策定、研修等]**

- ・ 県は、健康福祉センター（保健所）及び医療機関、その他関係機関と協力し、新型イ

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1. 未発生期

ンフルエンザ等患者の県内発生を想定した研修や訓練を行う。

- ・ 県は、国が新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策や患者の移送等に関する手引き等を策定した場合は、医療機関に周知する。

#### [医療資器材の整備]

- ・ 県は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ・ 県は、国からの要請に応じ、医療機関等において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上で、必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努める。

#### [検査体制の整備]

- ・ 県は、県衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査等を実施する体制を整備するとともに、必要に応じ、国から技術的支援を受ける。

#### [抗インフルエンザウイルス薬の備蓄]

- ・ 県は、国が示す基準に基づき、県が備蓄すべき抗インフルエンザウイルス薬の種類と量を決定し、備蓄を行う。

#### [抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備]

- ・ 県は、県内の医薬品卸売販売業者等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量を把握する。また、必要に応じて、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。

### (6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

#### [業務計画等の策定]

- ・ 県は、指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、業務の継続や縮小についての計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請するとともに、指定地方公共機関及び登録事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針が国から示された場合は周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### [物資供給の要請等]

- ・ 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### [新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援]

- ・ 市は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1. 未発生期

活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

#### [火葬能力等の把握]

- ・ 県は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### [物資及び資材の備蓄等]

- ・ 県、市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

### Ⅲ 各段階における対策

#### 1. 未発生期